

さぎんmoteca(モテカ)カード ご利用規定書

Visa、MasterCard:個人用

- さぎんmoteca(モテカ)カード会員規定
- 個人情報の取扱いに関する同意条項
- さぎんmoteca(モテカ)カード保証委託約款
※個人情報の取扱いに関する同意条項
- さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定
※さぎんICキャッシュカード特約
※さぎん生体認証ICキャッシュカード特約
- さぎんデビットカード取引規定
- さぎんPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定
- moteca-de-nimocaVISAカード会員特約
- ETCシステム利用規程
- ETCシステム利用規程実施細則

第1章 会員の資格

第1条 本会員

1. さぎんmoteca (モテカ) カード (以下、「カード」といいます。)とは、1枚のカードにキャッシュカード機能 (デビットカード機能を含む。)、及びクレジットカード機能の2つの機能を兼ね備えたカードのことをいい、株式会社佐賀銀行 (以下、「当行」といいます。) に本規定を承認の上、カードの利用を申し込み、当行が適格と認めた方をその本会員とします。また、当行が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。本会員は、本会員カード及び会員番号を利用したことにより生じた当行に対する一切の債務について、その履行の責任を負うものとします。
2. カード入会を申込み者は申込時にカード取引を行う普通預金 (総合口座取引の普通預金を含む、以下「指定口座」といいます。) を指定するものとします。

第2条 家族会員

1. 本会員が本会員の代理人として指定し第2項及び第3項の責任を負うことを承認した家族で、当行が適格と認めた方1名を限度として家族会員 (以下本会員と家族会員を「会員」といいます。) とします。本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当行が当該家族会員用に発行したクレジットカード (以下「家族カード」といいます。) 及び会員番号を本規定に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規定に基づき家族カード及び会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
2. 本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当行に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は当行が家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。
3. 本会員は、家族会員に対し本規定の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規定の内容を遵守しなかったことによる当行の損害 (家族カードの管理に関して生じた損害を含む) を賠償するものとします。
4. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第1項に規定する代理人でなくなった場合、または代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前2項の代理人としての責任が消滅したことを、当行に対して主張することはできません。

第3条 年会費

1. 会員は当行に対し所定の年会費を、毎年1回指定月の10日 (当行休業日の場合は翌営業日) に通帳及び払戻請求書なしで指定口座から自動引落しの方法により支払うものとします (ただし、当行

が年会費を無料と定めているカードを除く)。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知するものとし、一旦支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しません。

2. 前項の年会費は、当行が必要と認めるときは相当な範囲で変更できるものとし、この場合、当行の店頭または自動機設置場所に掲示するものとします。

第4条 届出事項の変更等

1. 当行に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、国籍、在留資格、在留期間、取引を行う目的、及びその他の項目(以下総称して「届出事項」という)に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、当行所定の書面により当行に対し届出を行うものとします。なお、届出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
2. 氏名・住所等を変更する場合、その他当行が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。
3. 前2項の届出がなされていない場合でも、当行は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前2項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当行の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
4. 本条第1項及び第2項の届出がないために、当行からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときを除きます。
5. 会員が第22条第1項第7号または第8号に該当すると具体的に疑われる場合には、当行は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
6. 当行は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。
7. 当行は、日本国籍を保有せず本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。

第5条 本規定の変更等

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他の相当の事由があると認められる場合には以下のいずれかの方法により変更できるものとします。

1. 当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表する事。
この場合、その変更内容は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日(以下、「相当期間経過日」といいます。)から適用されるものとします。
2. 変更内容を当行から通知する事、または新規定を送付する事。
この場合、その変更内容は、変更内容を当行から通知した後、

または新規定を送付した後にカードを利用したとき(以下、「通知後のカード利用日」といいます。)に会員が承認したものとみなし、その変更内容は、通知後のカード利用日から適用されるものとします。

3. 本規定の変更等を(1)(2)双方により行う場合、その変更内容は、相当期間経過日または通知後のカード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第2章 カードの管理

第6条 さぎんmoteca(モテカ)カードの貸与と取扱い

1. 当行は会員に会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)をカード券面上に印字または登録した会員の申込区分に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。カードにはVisaカードの機能を有するさぎんモテカVisa、MasterCardの機能を有するさぎんモテカMasterCardがあります。
2. 会員はカードを貸与されたときは、直ちにカード裏面署名欄に自署するものとします(カードに署名欄がある場合に限る)。会員は、カード発行後も、届出事項(第4条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続を当行が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人(以下「提携会社」という)と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たなカードを発行し、貸与します(ただし、カード券面はデザイン等が変更される場合がある)。
3. カードの所有権は当行に属し、カード及びカード情報はカード券面上に印字された会員本人以外は使用できないものとします。
4. 会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入(当該商品等を転売しあるいは委託販売する等その名目の如何を問わないものとします)その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。
 - ① 買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの
 - ② 販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの
 - ③ 販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商

品等をカードで購入させ、購入した商品等につき販売業者等が買戻しや返品を受け、または別の買取業者等が買取りを行い、買戻金額等から手数料を差し引いた金額ないしは買戻金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者へ付与するとしているもの

- ④金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入を社会通念上相当とは認められない頻度もしくは金額にて行うもの
- ⑤上記各号に類すると当行が判断するもの

5. 会員は、カード及びカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行なうものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。
6. カード及びカード情報の使用、保管・管理に際して、会員が前5項に違反し、その違反に起因してカード及びカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払いの責を負うものとします。
7. 会員は、第3項に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当行に対するカード利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。
8. 会員が紛失等をしたカードが拾得物として警察に届け出られた場合、そのカードは当行から会員に連絡することなく相当期間経過後に破棄できるものとします。

第7条 カードの有効期限

1. カードの有効期限は当行が指定するものとし、カード券面に印字され、あるいは当行所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。
2. 当行は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。
3. 本会員は有効期限経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとします。
4. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規定を適用するものとします。

第8条 暗証番号（「暗証」）

1. 会員はカードの申込時に、当行に対しキャッシュカードサービスの暗証及びクレジットカードサービスの暗証をそれぞれ届出るものとします。
2. 会員は暗証を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもつ

て管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証が使用されたときは、当行に責のある場合及び登録された暗証の管理につき会員に故意または過失がないと当行が認めた場合を除き、本会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第9条 カードの利用枠

1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシングリボ及びキャッシング一括の利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額及び次項以下の内訳額は、当行が所定の方法により定めるものとします。
2. カードショッピング利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービスの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピングのうちリボルビング払いならびに分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払い及びボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
4. カードショッピングのうち本会員及び家族会員のリボルビング払いならびに分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当行が所定の方法により定めるものとします。
5. 前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。但し、当行が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。
6. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のキャッシングリボ及びキャッシング一括、海外キャッシュサービスの未決済残高の合計額として管理します。その金額は本条第1項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
7. キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
8. キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第6項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
9. 当行は、必要または適当と認めた場合、本条第1項の利用枠とは別に分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、当行所定の方法によりその利用枠を定めるものとします。
10. 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
11. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額

できるものとしします。

- ① カード利用に係る債務等当行に対する債務の履行を怠った場合
 - ② 会員のカードの利用状況及び本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合
 - ③ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合
12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、当行が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当行所定の方法により、増額することができるものとしします。ただし、会員から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとしします。

第10条 カードの利用方法

1. 会員は自動機にてカードを利用する場合は、カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、ICキャッシュカードサービス（含む生体認証機能）対応の自動機においてICキャッシュカードサービス（含む生体認証機能）を利用する際及びクレジットカードサービスを利用する際には「ICキャッシュカード・クレジットカードのご利用」の方向から挿入し、ICキャッシュカードサービス（含む生体認証機能）以外のキャッシュカードサービスを利用する際には「キャッシュカードのご利用」の方向から挿入し、機能を使い分けるものとしします。
2. 会員がカードのデビットカード機能及びクレジットカード機能の両方を使用できる加盟店においてカードを利用する場合には、カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて当該加盟店に申出るものとしします。
3. 本条第1項及び第2項において会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとしします。

第11条 カードの再発行

当行は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当行所定の方法で届け出を行い、当行が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当行所定のカード再発行手数料を支払うものとし、カードの再発行までに相当の期間をおくことがあります。

第12条 紛失・盗難、偽造

1. カードもしくはカード情報またはチケット（タクシーチケット等）等が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカードまたはカード情報の利用により発生するすべての債務について支払いの責を負うものとしします。
2. 会員は、カードもしくはカード情報またはチケット（タクシーチケット等）等が紛失・盗難（クレジットカード番号の盗難を含む）にあった場合、速やかにその旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届出るものとしします。当行への通知は、改めて文書で届出いただきます。
3. 偽造カードの使用に係る債務については、本会員は支払いの責を

負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務について本会員が支払いの責を負うものとします。
5. 当行は、カードが第三者によって拾得される等当行が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるると判断した場合、当行の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。
6. キャッシュカードサービスに係るカードの紛失、盗難、偽造等により生じた損害の処理については、「さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定」を適用することとします。

第13条 会員保障制度

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当行は、会員が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察及び当行への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
 - ① 会員の故意または重大な過失に起因する損害
 - ② 損害の発生が保障期間外の場合
 - ③ 会員の家族・同居人・当行から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - ④ 会員が本条第4項の義務を怠った場合
 - ⑤ 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - ⑥ カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（但し、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。）
 - ⑦ 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合
 - ⑧ 前条第2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
 - ⑨ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - ⑩ その他本規定に違反する使用に起因する損害
4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合において、当行が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害のてん補に必要と認める書類を当行に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
5. 会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当行に通知し、当行と協力して

損害の発生の防止に努めるものとします。

6. 本会員は、当行から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当行に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、本会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当行に支払うものとします。
7. 会員は、前条第2項に従って当行に対して通知または届け出た事項、及び第4項の書類に記載した事項を、当行が必要に応じて、当行が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。

第14条 カード利用の一時停止等

1. 当行は、会員が利用枠を超えた利用をした場合もしくは利用をしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、または延滞が発生する等のカード利用に係る債務の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を一時的にお断りすることがあります。
2. 当行は、カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を保留またはお断りすることがあります。
3. 当行は、本会員が本規定に違反した場合若しくは違反するおそれがある場合、またはカードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を一時的に停止すること、または加盟店や現金自動預払機（以下「ATM等」という）等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
4. 当行は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
5. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、会員に当行が指定する書面の提出及び当行が指定する事項の申告を求めることができます。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当行が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
6. 当行は、会員の情報及び具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当行所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当行は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出

期限を指定して会員に回答を求めた場合で、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。

7. 当行は、当行が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当行が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
8. 当行は、当行における法令遵守の観点から当行が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。

第15条 付帯サービス等

1. 会員は、当行または当行の提携会社が提供するカード付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については別途当行から本会員に対し通知します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、当行が必要と認めた場合には、当行が付帯サービス及びその内容を変更することを予め承諾します。
4. 会員は、第22条に定める会員資格の取消をされた場合、または、第23条に定める退会をした場合、付帯サービス（会員資格取消前または退会前に取得済の特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第3章 カード利用代金等の決済方法

第16条 代金決済口座及び決済日

1. ショッピングサービス、キャッシングサービス及びキャッシングリボによる会員の当行に対する債務は、毎月15日に締切り翌月10日（当行休業日の場合は翌営業日）に通帳及び払戻請求書なしで指定口座から自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、支払日等について別に定めがある場合は、その定めに従うものとします。なお、加盟店の事務上の都合により支払日は翌々月以降の10日（同前）になることがあります。
2. 会員が本規定に違反してカードを利用した場合ならびに本規定に定める以外の方法によりカードを利用した場合でも会員は支払いの責を負うものとし、その支払いは本条第1項と同様とします。
3. 会員の日本国外におけるショッピングサービス及びキャッシングサービスの利用代金及び料金については、外貨額をVisa国際サービスアソシエーションまたはマスターカード国際サービスアソシエーション（以下両者を「国際提携組織」という）の決済センター所定の方法で円貨に換算のうえ本条第1項の定めにより支払うものとします。
4. 会員の当行に対する弁済期の到来している債務について、当行は

随時支払いを受けることができるものとします。

5. 当行は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当行指定のウェブサイトにて閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します（但し、法令で別途定めがある場合または一部提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）会員はVpass会員規約、カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約に同意の上、当行指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当行指定の方法により当行へ申し出るものとし、当行がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当行は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当行は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当行の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当行所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当行に対し異議を申出るものとします。但し、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。
6. 本会員が当行に支払うべき債務のうち第38条に定めるキャッシングリボ返済元金、第43条に定めるキャッシング一括の返済元金及び第46条に定める海外キャッシングサービスの返済元金は、本条第1項で本会員が指定する決済口座からの引落としの結果、当該債務に関して支払いが完了したと当行が認めるまでは、キャッシングリボ返済元金及びキャッシング一括の返済元金については第9条第6項に定める未決済残高に含めるものとし、海外キャッシングサービスも返済元金については第9条第2項に定める未決済残高に含めるものとします。

第17条 海外利用代金の決済レート等

1. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額をVisa国際サービスアソシエーションまたはマスターカード国際サービスインコーポレーテッド（以下両者を「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。但し、海外キャッシングサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
2. 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当行の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限または停止に応じていただくことがあります。

第18条 決済口座の残高不足等による再振替等

1. 決済口座の残高不足等により、支払期日に、当行に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当行は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。但し、当行から別途指示があったときは、本会

- 員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。
2. 本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当行に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みにかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。
 3. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当行が別途定める額とします。

第19条 支払金等の充当順序

1. 会員が本規定に定める当行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と会員の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当行は相殺できるものとします。この場合当行は事前の通知及び所定の手続を省略し会員にかわり預金を払戻し、債務の弁済に充当することができるものとします。
2. 本条第1項により相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は当行の定めによるものとし、また外国為替相場については、当行の相殺実行日の相場を適用するものとします。
3. 会員は、弁済期にある会員の預金その他の債権と本取引による会員の債務とを相殺することができるものとします。その場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書・通帳等は届出印を押印して直ちに当行に提出するものとします。
4. 本条第3項における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率及び料率は当行の定めによるものとします。
5. 当行が相殺する場合、会員の当行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、特に通知せず当行が適当と認める順序方法により充当することができます。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。
6. 当行が本条第1項により充当指定した時は、会員はその充当に対して異議を述べる事ができないものとします。
7. 会員が相殺したときの充当指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保及び保証の有無・軽重、担保処分難易ならびに弁済期の長短を考慮して、当行の指定する順序方法により充当することができます。この場合、当行は会員に充当結果を通知するものとします。
8. 本条第3項によって当行が充当する場合には、会員の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、当行はその順序方法を指定することができます。

第20条 手数料率、利率の変更

当行は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合にはリボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、キャッシング一括の利率、海外キャッシュサービスの利率及び遅延損害金の利率を、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず当行から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払い及びキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高

に対し、分割払い、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率・利率が適用されるものとします。

第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消・退会等

第21条 期限の利益の喪失

1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規定に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - (1) 仮差押、差押、競売の申請、または破産若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。
 - (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
 - (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - (4) リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当行から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
2. 本会員は、当行に支払うべき債務の履行を遅滞した場合、及び第22条第1項の規定（但し、第22条第1項第6号・第7号・第8号・第9号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当行の請求により、本規定に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - (1) 当行が所有権留保した商品の質入・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。
 - (2) 本規定上の義務に違反し、その違反が本規定の重大な違反となるとき。
 - (3) 本会員の信用状態が悪化したとき。
4. 本会員は、第22条第1項第7号、第8号または第9号の事由に該当したことが判明した場合、本規定に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
5. 本会員は、前4項の債務を支払う場合には、当行本支店へ来店して決済用口座を一旦通して支払うものとします。但し、当行が適当若しくは必要と認めた場合は、第18条第1項の但書の定めにより支払うものとします。
6. 本条第1項から第4項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第22条 会員資格の取消

1. 当行は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当行におい

て会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。

- (1)カード、ローン等の申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
- (2)本規定のいずれかに違反した場合
- (3)当行に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合
- (4)換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不相当または不審があると当行が判断した場合
- (5)指定口座を任意に解約したとき
- (6)会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
- (7)会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①及び②に該当した場合
 - ①自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (8)会員が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当行の信用を毀損し、または、当行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前記①から④に準ずる行為
- (9)当行または当行の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
- (10)会員に対し第4条第5項または第14条第5項または第6項の調査等が完了しない場合や調査の結果当行が会員として不適格と判断した場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
- (11)会員が、本会員として当行から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記(1)から(10)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき

2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
3. 当行は、会員が本条第1項第7号、第8号または第9号の事由に該当した場合、会員の保有する当行が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当行と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。
4. 会員資格を取消されたときは、当行が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカード及びチケット等、当行から貸与された物品を当行に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
5. 当行は、会員資格の取消を行なった場合、カード及びチケット等の無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当行に返還するものとします。
6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

第23条 退会

1. 本会員が退会をする場合は、当行に所定の届出用紙を提出する方法により届出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、本会員、家族会員全員のカード及び貸与されたチケット等を当行に返却するものとします。また、債務全額を弁済していただくこともあります。
2. 本会員は、退会する場合には、当行が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会后においても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。
3. 家族会員のみが退会をする場合も、本条第1項に定める方法により届出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、退会する家族会員のカード及び貸与されたチケット等を当行に返却するものとします。

第24条 費用の負担

1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規定に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（但し、当行が受領するものは除きます）、本規定に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。
2. 会員が支払期日において当行に支払うべき債務の口座振替、引落しもしくは自動払込みができない場合、または当行指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、440円（税込）を会員は負担するものとします。

第25条 合意管轄裁判所

会員と当行との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当行の本支店所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第26条 準拠法

会員と当行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第5章 カードによるショッピング

第27条 カードショッピング

1. 利用可能な加盟店

会員は、次の加盟店においてカードを利用することができます。但し、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。

- (1) 当行と提携したクレジットカード会社（以下「提携クレジットカード会社」という）の加盟店
- (2) VisaカードについてはVISAインターナショナルサービスアソシエーションと、マスターカードについてはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドと提携した銀行・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店

2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（カードに署名欄がある場合に限る）。なお、当行が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機への入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当行が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当行または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入すること、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

4. オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当行または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

5. ICカードの利用手続き

カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当行が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、ICチップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当行が指定する加盟店においては、ご利用の金額に応じサインレス、もしくは売上票への署名をするものとします。但し、端末機の故障等の場合または別途当行が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き

会員は、当行が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更を行うものとし、本会員は、退会・会員資格取消後であったとしても、カードを利用したまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る債務について支払いの責を負うものとし、また、会員は、当行が必要であると判断したときに、会員に代わって当行がカードの会員番号・有効期限等の変更情報及び無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当行以外の法人を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとし、また、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当行から複数のカードを貸与している場合には当行が貸与している別カードへの変更を含むものとし、また、

7. カードの利用に際しては、原則、当行の承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当行が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または会員自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

第28条 立替払の承諾等

1. 会員は、当行に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当行が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規定に基づく契約の締結をもって、当行に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員は、当行が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当行に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。

- (1) 当行が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当行が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当行が適当と認める第三者を経由する場合があること。
 - (2) 当行と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当行に債権譲渡する場合があること。この場合、当行が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社及び海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があること。
 - (3) 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当行が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
 - (4) 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当行が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
2. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当行所定の方法によるものとします。
 3. 会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当行に開示されることを承諾するものとします。但し、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。
 4. 会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当行に完済するまで、当該商品の所有権が当行に帰属することを承諾するものとします。

第6章 カード利用代金の支払区分

第29条 カード利用代金の支払区分

1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い及び分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。但し、1回払い以外の支払区分は、予め当行が適当と認めた会員が、当行が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。
2. 会員の有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払いとなります。

第30条 1回払い・2回払い・ボーナス一括払い

1. 1回払い、2回払い及びボーナス一括払いの支払期日及び分割支払金の額は次の通りとなります。但し、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。
 - (1) 1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。

支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。

- (2) 2回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額(端数は初回分に算入)につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。
 - (3) ボーナス一括払いについては、毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日。但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。
2. 会員は、当行が適当と認めた場合には、別途定める方法により、前項の支払い方法に係る債務を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記「繰上返済の可否及び方法」に定めるとおりとします。

第31条 リボルビング払い

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
 - (1) お店でリボ：カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、リボルビング払いを指定する方法。
 - (2) いつでもリボ：事前に本会員が申出て当行が適当と認めた場合において、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ)時点におけるカードショッピング利用代金が本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。但し、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。
 - (3) 海外リボ：海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本会員が申出て当行が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点における当該カードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。
 - (4) あとからリボ：カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当行が適当と認めた会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当行が適当と認めた場合に、当該代金(2回払いは利用額の全額)の支払区分をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料計算及び弁済金の額等については、1回払い及び2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの

指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。【又は「5千円以上の当行が指定する金額」】）ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当行が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条3項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。
3. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
4. 会員は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記＜繰上返済の可否及び方法＞に定めるとおりとします。
5. 第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第3項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第32条 分割払い

1. 分割払いは次の方法で指定するものとします。
 - (1) カード利用の都度分割払いを指定する方法。
 - (2) カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当行が適当と認めた本会員が、当行が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当行が適当と認めた場合、当該代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分を分割払いに変更する方法。その場合、手数料計算及び分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うも

のとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

- (3) 分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。
2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表の通りとします。但し、加盟店により指定できない回数があります。また、24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月及び8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りの利用金額の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（但し、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当行が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りの利用金額の50%以内で指定することができます。
5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金金額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当行所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記＜繰上返済の可否及び方法＞に定めるとおりとします。
6. 第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第2項に定める分割手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第33条 遅延損害金

1. 平成21年12月10日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。
 - (1) 本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年

365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

(2)前(1)の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金（付利単位100円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位100円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。

2.平成21年12月10日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。

(1)本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

(2)前(1)の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金（付利単位100円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位100円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。

第7章 加盟店との取引上の問題とカード利用代金の支払い

第34条 見本・カタログ等と現物の相違

会員が、日本国内の加盟店と見本・カタログ等により商品及びサービス（以下総称して「商品等」という）の購入を行なった場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換請求または当該売買契約の解除をすることができます。

第35条 支払停止の抗弁

1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。但し、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。
 - (1) 商品等の引渡し、提供がなされないこと。
 - (2) 商品等に破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類又は品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。
 - (3) その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
2. 当行は、会員が前項の支払停止を行う旨を当行に申出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。
3. 会員は、前項の申出をするときは、予め当該事由の解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、本条第2項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を当行に提出するよう努めるものとします。また、会員は、当行が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。
5. 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
 - (1) 売買契約が会員にとって営業のためまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき。
 - (2) リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき。
 - (3) 分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
 - (4) 会員が日本国外においてカードを利用したとき。
 - (5) 第6条第4項に違反するなど会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
6. 会員は、当行がカードショッピング利用に係る債務の残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング利用に係る債務の支払いを継続するものとします。

第8章 キャッシングリボ

第36条 キャッシングリボの取引を行う目的・利用方法

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当行から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費資金及び事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記「キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービス」の

ご利用方法)に定めるとおりとし、当行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当行の責によらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第37条 キャッシングリボの利率及び利息の計算

1. キャッシングリボの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記〈キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等〉に定めるとおりとします。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率及び当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
2. お持ちのカードを他のカードに切替えたときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。
3. 本会員は、キャッシングリボの借入金(付利単位100円)に対し、借入日の翌日より当行所定の利率による利息を支払うものとします。但し、キャッシングもあとからリボの申込を行い、キャッシング一括・海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更した場合、キャッシングもあとからリボ申込日の翌日からキャッシングリボの利息を支払うものとします。
4. 毎月の利息額は、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日)までの日々の残高に対し年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、第16条に従い当月の支払期日に支払うものとします。

第38条 キャッシングリボの借入金の支払い

1. キャッシングリボの返済方法は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当行が決定し、変更できるものとします。但し、会員が希望し当行が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
2. キャッシングリボの返済は、返済元金と前条第4項の経過利息の合計として当行が指定した金額を、第16条の定めにより支払うものとします。
3. 会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記〈繰上返済の可否及び方法〉に定めるとおりとします。

第39条 遅延損害金

1. 本会員が、キャッシングリボの支払を遅滞した場合は支払元金(付利単位100円)に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年20.0%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

2. 前項の取扱はキャッシング一括及び海外キャッシュサービスの場合も同様とします。

第40条 現金自動預払機（ATM）等利用時の手数料

1. 会員は、当行の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用してキャッシングリボを借り受け、または臨時に返済する場合、当行所定のATM手数料を負担するものとします。その場合は、第37条第4項にて定める毎月の締切日までのATM利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。
2. ATM手数料は、利用金額・返済金額が1万円以下の場合は110円（含む消費税等）、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は220円（含む消費税等）とします。但し、当行が認める場合は割引もしくは無料とすることがあります。
3. 本条第1項、及び第2項の取扱いはキャッシング一括の場合も同様とします。

第9章 キャッシング一括

第41条 キャッシング一括の取引を行う目的・利用方法

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシング一括として別途定める方法により、キャッシング一括の利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当行から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費資金及び事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記〈キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法〉に定めるとおりとし、当行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当行の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第42条 キャッシング一括の利率及び利息の計算

1. キャッシング一括の利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記〈キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等〉に定めるとおりとします。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率及び当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
2. 本会員は、キャッシング一括の借入金（付利単位100円）に対し、当行所定の利率による利息を支払うものとします。
3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。

第43条 キャッシング一括の借入金の支払い

1. キャッシング一括の返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回

とします。

2. 毎月の返済額は、第37条の毎月の締切日までの借入金と前条第3項の経過利息とを合計し、第16条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。
3. 会員は、別途定める方法により、キャッシング一括の借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記〈繰上返済の可否及び方法〉に定めるとおりとします。
4. キャッシング一括の借入金について、当行が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込を行い、当行が適当と認めた場合は、キャッシング一括の借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までをキャッシング一括のご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第10章 海外キャッシュサービス

第44条 海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当行から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費資金及び事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記〈キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法〉に定めるとおりとし、当行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当行の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第45条 海外キャッシュサービスの利率及び利息の計算

1. 海外キャッシュサービスの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記〈キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等〉に定めるとおりとします。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率及び当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
2. 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金（付利単位100円）に対し、当行所定の利率による利息を支払うものとします。
3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。

第46条 海外キャッシュサービスの借入金の支払い

1. 海外キャッシュサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数

は1回とします。

2. 毎月の返済額は、第37条の毎月の締切日までの借入金と前条第3項の経過利息とを合計し、第16条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。
3. 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第17条の定めにより換算された円貨とします。
4. 会員は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記〈繰上返済の可否及び方法〉に定めるとおりとします。
5. 海外キャッシュサービスの借入金について、当行が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込を行い、当行が適当と認めた場合は、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までを海外キャッシュサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第47条 海外キャッシュサービスのATM手数料

会員は、海外クレジットカード会社等が設置するATM等を利用して借り受け、または当該借入金を当行の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用して臨時に返済する場合においても、第40条の定めに従うものとします。

第11章 キャッシュカードサービス及びその他

第48条 キャッシュカードサービス等

キャッシュカードサービスの内容及び取扱方法等については、別途定める「さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定」、「さぎんICキャッシュカード特約」、「さぎん生体認証ICキャッシュカード特約」、「さぎんデビットカード取引規定」、並びに「さぎんPay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定」に定めるものとします。

第49条 海外預金引出サービス

1. 海外預金引出サービス（以下「海外キャッシュサービス」といいます。）とは、会員が日本国外で現地通貨により指定口座から預金の払戻しを受けることができるサービスです。海外キャッシュサービスは、日本国外の次の現金自動支払機（現金自動入出機を含む。以下「支払機」といいます。）により受けることができます。なお、支払機の利用方法は、それぞれの支払機設置先の定めによります。
 - (1) さぎんモテカVisaについては、Visa、PLUSに加盟している金融機関が設置し、指定している支払機。
 - (2) さぎんモテカマスターカードについては、マスターカード、Maestro、Cirrusに加盟している金融機関が設置し、指定している支払機。
2. 海外キャッシュサービスによる日本国外での払戻しに係る指定口座からの引落しは、国際提携組織の海外センターでの処理日の3営業日後を支払日とし、通帳及び払戻請求書なしで指定口座から

自動引落しの方法により支払うものとします。

3. 前項の支払については、外貨額を国際提携組織または提携クレジットカード会社が定める時期ならびに為替相場により円貨に換算した金額を前項により引落すものとします。
4. 海外キャッシュサービスに係る引落としと支払日の到来しているショッピングサービス、及びキャッシングサービスによる債務が指定口座の預金の不足により同時に引落すことができない場合における引落しの選択は当行の任意とします。
5. 海外キャッシュサービスによる利用枠は、ショッピング利用枠の範囲内で当行が定める金額とし、所定の方法により本会員に通知するものとします。1回当りの利用できる金額は、国際提携組織または提携クレジットカード会社が定める金額までとします。
6. このサービスの利用にあたっては、当行所定の手数料を申し受けます。また支払機利用手数料については、当該支払機を設置している提携クレジットカード会社の定めによります。なお、手数料は、本条第2項の引落としと同時に引落します。
7. 本条第2項及び第6項の合計額が指定口座の預金の不足等により引落しできなかった場合には、日本国外での払戻しに係る指定口座からの引落しの取扱いはなかったものとし、かわりに全額について第44条に定める日本国外における海外キャッシュサービスを行ったものとみなします。なお、この場合の手数料は、第45条に定める手数料を、遅延損害金は第39条第2項に定める遅延損害金を申し受けます。

第50条 保証

1. 会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、三井住友カード株式会社（以下、「保証会社」といいます。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。
2. 会員と保証会社との間の取り決めは、別途「さぎんmoteca（モテカ）カード保証委託約款」に定めるものとします。

第51条 業務の委託

1. 当行は、クレジットカードに関する業務及びその他会員サービスに関する業務の一部またはすべてを個人情報の保護措置を講じた上で、三井住友カード株式会社、及びその他の企業に委託できるものとします。
2. 当行は、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社に対して、カードの債権管理・回収業務を委託できるものとします。

第52条 外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令の適用

日本国外でカードを使用する場合、外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合は、当行の請求に応じ、必要書類を提出するものとし、また国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。

第53条 危険負担、免責条項等

1. 会員が当行に差し入れた契約書類等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、会員は当行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。なお、会員は当行からの請求があれば直ちに代りの契約書類等を差入れます。

2. 会員に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、会員の負担とします。

第54条 規定等の準用

本規定に特段定めのない事項は、「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定」、「さぎんICキャッシュカード特約」、「さぎん生体認証ICキャッシュカード特約」、「さぎんデビットカード取引規定」、「さぎんPay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定」を準用することとします。

第55条 成年後見人等の届け出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも書面によってお届けください。
4. 前3項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも書面によってお届けください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2022年4月現在)

以上

<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>

	本会員			家族会員		
	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス
当行のATM及び提携金融機関のATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	-	-	○	-	-	○
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行ない、キャッシング一括・海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	-	-	○	-	-

〈キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等〉

名称	返済方法	返済回数	返済期間	実質年率
キャッシング一括 海外キャッシングサービス	元利一括返済	1回	21～56日 (但し暦による)	実質年率 15.0%
キャッシングリボ (カードローン)	元金定額返済 (ボーナス月増額返済あり)	-	カードの有効期限まで。 但し、カードの更新により自動的にその有効期限まで延長。	実質年率 15.0%

- ◆元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料(取扱金額1万円以下:110円以内、取扱金額1万円超:220円以内(含む消費税等))
 ※但し、当行が認める場合は割引もしくは無料とすることがあります。
 ◆本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

〈割賦販売における用語の読み替え〉

会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において割賦販売における用語を以下の通り読み替えます。

割賦販売における用語	読み替え後の用語
<ul style="list-style-type: none"> 現金販売価格 現金提供価格 現金価格 利用金額 利用額 	<ul style="list-style-type: none"> 利用代金
<ul style="list-style-type: none"> 支払回数 分割回数 	<ul style="list-style-type: none"> 支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
<ul style="list-style-type: none"> 支払総額 分割払価格 分割価格 	<ul style="list-style-type: none"> 分割支払金合計 お支払い総額 カードショッピングの支払い総額
<ul style="list-style-type: none"> 包括信用購入あっせんの手数料 分割払手数料 分割手数料 リボ手数料 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料 手数料額
<ul style="list-style-type: none"> 実質年率 	<ul style="list-style-type: none"> リボルビング払いの手数料率 分割払いの手数料率 手数料率
<ul style="list-style-type: none"> 支払分 分割支払額 分割支払金 分割払金 弁済金 各回の支払金額 	<ul style="list-style-type: none"> お支払い予定額 カードショッピングの支払い金 <ul style="list-style-type: none"> リボ払いお支払額 毎月支払額 今回お支払額 臨時元金返済額 約定お支払額 ボーナス月増額

〈リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等〉

●リボルビング払い 実質年率15.0%

●分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20
支払期間(ヵ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20
実質年率 (%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96
利用金額100円当りの分割払手数料の額 (円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60

支払回数	24	30	36	40	42	48	50	54	60
支払期間(ヵ月)	24	30	36	40	42	48	50	54	60
実質年率 (%)	14.96	14.91	14.82	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38
利用金額100円当りの分割払手数料の額 (円)	16.32	20.40	24.48	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80

〈リボルビング払いのお支払い例〉

1. 返済方式

元金定額コース…あらかじめ指定した元金+手数料を返済（ウイズアウト方式）5千円・1万円～1万円単位で設定
※会員毎に変更可能

2. 手数料率15.0%

3. お支払い例

【8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合】

(1)元金定額コース1万円、実質年率15.0%、「お店でリボ」の場合

◆初回（10月10日）お支払い…ご利用残高50,000円

① お支払い元金…10,000円

② 手数料…ありません

③ 弁済金…10,000円

④ お支払い後残高…40,000円（50,000円－10,000円）

◆第2回（11月10日）お支払い…ご利用残高40,000円

① お支払い元金…10,000円

② 手数料… $50,000円 \times 15.0\% \times 25日 \div 365日 + 40,000円 \times 15\% \times 5日 \div 365日 = 595円$

〈9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元金が途中で変わります〉

③ 弁済金…10,595円（①10,000円＋②595円）

④ お支払い後残高…30,000円（40,000円－10,000円）

(2)元金定額コース1万円、実質年率15.0%、「マイ・ペイすリボ」の場合

◆初回（10月10日）お支払い…ご利用残高50,000円

① お支払い元金…10,000円

- ② 手数料…ありません
- ③ 弁済金…10,000円
- ④ お支払い後残高…40,000円 (50,000円 - 10,000円)

◆第2回(11月10日)お支払い…ご利用残高40,000円

- ① お支払い元金…10,000円
- ② 手数料…40,000円×15.0%×5日÷365日=82円
(10月11日～10月15日までの分)
- ③ 弁済金…10,082円 (①10,000円+②82円)
- ④ お支払い後残高…30,000円 (40,000円 - 10,000円)

〈分割払いのお支払い例〉

【利用代金50,000円、10回払いの場合】

1. 分割払手数料…50,000円×(6.80円÷100円)=3,400円
2. 支払総額…50,000円+3,400円=53,400円
3. 分割支払額…53,400円÷10回=5,340円

〈2回払い、ボーナス一括払いの支払回数・支払期間・手数料〉

支払区分	支払回数	支払期間	手数料
2回払い	2回	2ヵ月	不要
ボーナス一括払い	1回	2ヵ月～8ヵ月	不要

〈繰上げ返済の可否及び方法〉

	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシング一括	キャッシングリボ(カードローン)	海外キャッシュサービス	
口座振替によるご返済	×	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	×	当行の指定口座から口座振替により返済する方法
ATMによるご返済	×	○	×	○ (全額返済のみ可)	○	○ (全額返済のみ可)	当行のATM及び提携金融機関のATM等から入金して返済する方法
持参によるご返済	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○	当行の本支店窓口へ現金を持参して返済する方法

1. 全額繰上返済…リボルビング払い、キャッシング一括、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。
2. 一部繰上返済…原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。
3. リボルビング払いをATMから入金で繰上返済する場合は、カード利用後、当行が定める日まで返済できません。
4. キャッシング一括と海外キャッシュサービスを締切日までの同一期間内に複数回利用し、当行が別途定める期間において当行のATMから入金して返済する方法にて全額繰上返済する場合、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの元本・利息を合わせた合計額のみ返済が可能です。(硬貨対応ATMのみ返済可能)

5. 上記にかかわらず、PiTaPa利用金額等、その他繰上返済できない場合があります。
6. 本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員及び家族のカードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。

〈ご相談窓口〉

1. 商品等についてのお問合せ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. カード等の利用、請求内容等に係るお問合わせおよび宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。
○株式会社佐賀銀行 業務集中支援部融資事務センター
〒840-0802 佐賀市大財北町3番35号
電話番号 0952-22-3710
※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。
3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
4. 本規約についてのお問合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。
○株式会社佐賀銀行 業務集中支援部融資事務センター
〒840-0802 佐賀市大財北町3番35号
電話番号 0952-22-3710
5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。
〈VJ紛失・盗難受付デスク〉
フリーダイヤル 0120-919456
※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。
東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530

※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。

2026年4月現在

🦋 個人情報の取扱いに関する同意条項 🦋

本同意条項は、さぎんmoteca（モテカ）カード会員規定（Visa、MasterCard：個人用）（以下、「会員規定」といいます。）の一部を構成します。

第1条 当行における業務内容及び同業務による個人情報の取得・保有・利用目的等

1. 会員及び入会を申込まれた方（以下、「会員等」といいます。）が申込みまたは契約するにあたり、ご記入もしくは申告いただいた個人情報※①（ご契約後に生じる個人情報を含みます。以下、同じ。）または、その際にご提出していただく各種書類に記載され

ている個人情報※②等を株式会社佐賀銀行（以下、「当行」といいます。）は、次の、法令に定められた全ての業務並びに、利用目的の達成に必要な範囲で取得・保有・利用することがあります。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

※①～※④につきましては、後述いたします。

■業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- 公共債販売業務、投資信託販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

■利用目的

当行及び当行の関連会社（連結会社）や提携会社の金融商品やサービスに関し下記利用目的で利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合※③等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため※④
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- 関係法令等に基づく開示、報告を行うため
- 関連会社や提携会社の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 地域活動の貢献等に資するため
- その他、お客さまとのお取引や関連業務を適切かつ円滑に履行するため

※ 利用目的の限定について

- 銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資

金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

- 銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

※ダイレクトメール及びダイレクトマーケティングを希望されない場合は、第14条第1項記載の窓口にお申し出下さい。但し、預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引のためのご案内等は除きます。

〈注意書きの説明〉

※①お客さまが申込書等にご記入された事項：例えば、氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、決済口座のある当行での取引時確認状況、家族構成（ご家族の個人情報も含まれます。）収入状況、資産負債に関する情報、住居状況等及び契約の条項：例えば、契約に関する申込日、契約日、商品名、契約番号、契約額、支払方法、支払口座、支払回数、支払開始後の利用残高、月々の返済状況、貸出期限、会員番号や、官報や電話帳等一般に公開されている情報、お問い合わせ等の通話及び防犯上録画された映像等の記録情報、本契約に関し、銀行が申込者等の運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、又は写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報を指します。（当行及び保証会社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況及びこれら全ての変更情報を含みます。）

※②例えば次の情報を指します。：戸籍謄本、登記簿謄本、住民票、各種証明等公的機関が発行する書類（事業をしている方はその事業に関する確定申告等を含めた情報も含まれます。）、健康保険証、源泉徴収票等（ご家族の個人情報〔氏名、生年月日等〕が含まれている場合はそれも含まれます。）、また、電話帳、住宅地図、官報等の一般に公開されている情報を含みます。

※③個人情報情報機関に関する個人情報情報の利用・登録にかかる詳細は、第3条（個人情報情報機関の利用及び登録）によります。

※④第三者提供に関する詳細は第4条（個人情報の第三者提供）によります。

2. 既に、当行が当該ご入会申込み以前に取得し所有しているお客さまの個人情報（お客さまの既往のご融資及びご預金を含む各種金融商品にかかる個人情報を指します。）を当該お申込の与信判断及び与信後の管理のほか上記1. に記述した利用目的に応じ利用するとともに、法令等で特に求められる場合及び適切な業務の遂行に必要な範囲で安全管理措置を講じたうえで第三者に提供することがあります。

第2条 保証会社における個人情報の収集・保有・利用等

1. 会員等は、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）が、さぎんmoteca（モテカ）カード保証委託約款（以下、

「保証約款」といいます。)に基づき、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記(1)と(2)の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。なお、保証取引の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄(抄)本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用することを含むものとします。

(1)保証依頼時に会員等がさぎんmoteca(モテカ)カード保証依頼書(兼保証委託契約書)に記入し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、資産、負債等の情報(以下総称して「氏名等」といいます。)、保証約款に基づき届出られた情報及び電話等での問合せ等により保証会社が知り得た氏名等の情報。(以下総称して「属性情報」と表記します。)

(2)官報や電話帳等の公開情報。

第3条 信用情報機関への登録・利用等

1. 本会員および本会員の予定者(以下総称して「本会員等」という)は、当行および保証会社が、さぎんmoteca(モテカ)カード会員規定(Visa、MasterCard:個人用)および保証約款に係る取引上の判断にあたり、当行および保証会社が加盟する下記の信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という)および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、本会員等の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。
3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報 ^{※1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
② 本規約に係る申込みをした事実	当行が信用情報機関に照会した日から6カ月間
③ 本規約に関する客観的な取引事実 ^{※2}	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④ 債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間
⑤ 債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

4. 本会員等は、当行が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。

(1) 信用情報機関が保有する信用情報

当行が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

- ① 本条2.により、当行を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報
- ② 信用情報機関が収集した①以外の情報
- ③ 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2) 信用情報機関による信用情報の利用

当行が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を以下のとおり利用します。

- ① 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
- ② 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

(3) 信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

当行が加盟する信用情報機関は、信用情報（(1)①②③）を加盟会員へ提供します。また、信用情報（(1)①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

<加盟信用情報機関の名称・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

電話番号：0570-666-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

○名称：株式会社日本信用情報機構（J I C C）

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp>

○名称：全国銀行個人信用情報センター

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では行いません）。

（株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイドンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）

第4条 個人情報第三者からの提供

1. 当行から保証会社に提供される個人情報

(1) 会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、当行が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意します。なお、保証取引の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄（抄）本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

① 会員等のさぎんmoteca（モテカ）カードの利用に関する申込日、契約日、利用店名、商品名、契約額、支払回数等の利用状況及び契約内容に関する情報。（以下「契約情報」と表記します。）

② 会員のカード利用残高、支払い状況等、会員規定に基づき発生した客観的取引事実に基づく信用情報。

③ 会員等からの電話等での問合せ等により当行が知り得た情報。

④ 会員等の当行における預金・投資信託・ローン等の内訳及びその残高情報・返済状況等の取引情報。

⑤ 会員等の当行における本人確認情報及び与信評価情報。

⑥ 会員等の当行における延滞情報を含む返済に関する情報、交渉経緯等の取引及び交渉履歴情報。

⑦ その他当行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報。

(2) 会員等は、第4条第1項(1)にある代位弁済前の個人情報を、

代位弁済後においても同様、当行が保証会社に提供することに同意します。

第5条 個人情報第三者への提供

1. 保証会社からの当行に提供される個人情報

会員等は、会員等に関する下記(1)から(3)の個人情報を、当行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込及び他の与信取引等継続的な取引に関する判断及びそれらの管理、加盟する信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より当行に提供されることに同意します。

- (1)保証会社での保証審査の結果に関する情報。
- (2)保証会社における保証債権の管理に関する与信評価情報。
- (3)当行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報。

2. 保証会社による債権回収委託、委譲、証券化等に伴い第三者へ提供される個人情報

保証履行に伴う求償債権は、債権回収の委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等の形式で、他の事業者にも内容の開示または移転がなされることがあります。会員等は、その際会員等の個人情報が当該債権の回収委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等のために必要な範囲で、金融機関、債権管理回収会社、その他金融業務・債権回収業務を営むもの、または特定目的会社等に提供され、債権管理や回収等の目的のために利用されることに同意します。

第6条 個人情報の預託

会員等は、当行が当行の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合には、当行が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第7条 個人情報の開示・訂正・削除

1. 会員等は、当行、保証会社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

- (1)当行に開示を求める場合には、第14条第1項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、銀行所定の方法（インターネットの銀行ホームページへの掲載等）でもお知らせしております。
- (2)保証会社に開示を求める場合には、第14条第2項に記載の窓口にご連絡ください。保証会社は開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、保証会社所定の方法（インターネットの保証会社ホームページへの掲載等）でもお知らせしております。

- (3)信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の連絡先へ連絡してください。
- 2.開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第8条 利用の中止の申出

会員は、第1条第2項の同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当行に対しその中止を申出ることができます(以下、なお書きの内容を含めて、同じ)。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第14条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当行が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第9条 規約等に不同意の場合

- (1)当行および保証会社は、会員等がカード入会申込または保証委託に必要な記載事項の記載を希望しない場合および会員規定または保証約款の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会もしくは保証をお断りする場合があります。
- (2)ダイレクトメール等の発送について同意いただけない場合でも、これを理由に当行が本契約の締結を断ることはありません。ただし、当行の商品、サービス等の提供が受けられない場合があることを会員等は承認するものとします。

第10条 会員契約が不成立の場合

会員契約および保証契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込および保証を依頼した事実は、第1条第1項に定める目的および第3条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第11条 退会後または会員資格取消後の場合

本規約第23条に定める退会の申し出または本規約第22条に定める会員資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当行が定める所定の期間個人情報保有し、利用します。

第12条 繰上返済時の残高の開示

本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)を行う場合、当行が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関する、本会員および家族会員のカードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。

第13条 本同意条項の変更

本同意条項は当行所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

第14条 個人情報に関するお問い合わせ

- 1.当行の問合せ窓口：株式会社佐賀銀行
お取引店もしくはリスク統括部
〒840-0813 佐賀市唐人2丁目7番20号

電話番号：0952-25-4626

業務集中支援部融資事務センター

〒840-0802 佐賀市大財北町3番35号

電話番号：0952-22-3710

2. 保証会社の問合せ窓口：三井住友カード株式会社

〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15

電話番号：06-6223-2966

ホームページアドレス：<http://www.smbc-card.com>

個人情報のご共同利用について

当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当行ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(会員の名義人)は、次の(1)に規定する暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当する場合、(2)の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴行に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。

(1) 貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の①②のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

① 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

② 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(2) 自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

(2026年4月改定)

🦋 さぎんmoteca(モテカ)カード保証委託約款 🦋

第1条 委託の範囲及び契約の成立

1. さぎんmoteca（モテカ）カード（以下「カード」といいます。）の会員または入会申込者（以下総称して「会員等」といいます。）が、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に委託する債務保証の範囲は、株式会社佐賀銀行（以下「当行」といいます。）の定める「さぎんmoteca（モテカ）カード会員規定（以下「会員規定」といいます。）」に基づき、会員が当行に対し負担するカード利用による一切の債務、損害金その他一切の債務の全額とします。ただし、保証会社が実際に保証する範囲、条件及び方法は保証会社と当行との間に締結されている保証契約によるものとし、会員等は、保証契約で保証の範囲が限定されても異議ないものとしします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認めた後、会員等がカードを受領した時点で成立するものとしします。
3. 会員等が保証会社の保証を得て、カードを利用するについては、本約款のほか会員規定の各条項を遵守し、期日には遅滞なく債務を弁済するものとしします。

第2条 調査及び報告

会員等は、保証会社から会員等の資産、収入、信用状況等について調査、説明を求められたときは、直ちにこれに応じ書類作成、諸手続実行等協力するものとしします。会員は、その資力、信用等に著しい変動が生じたとき、または生じるおそれがあるときは遅滞なく保証会社に通知しその指示に従うものとしします。

第3条 保証債務の履行

会員は、会員が会員規定及びその特約事項等に従い支払いをしないとして、保証会社が当行から保証債務の履行を求められたときは、会員に対して事前の通知、催告なく、保証会社と当行との保証契約に基づいて保証債務を履行されることに同意するものとしします。

第4条 求償権の範囲

会員は、保証会社の会員に対する下記各号に定める求償権及びその関連費用について弁済の責任を負い、遅滞なく保証会社に支払うものとしします。

- (1) 前条による保証会社の代位弁済額。
- (2) 保証会社が保証債務の履行のために要した費用の総額。
- (3) 保証会社が弁済した日の翌日から年14.6%の割合（年365日（閏年は366日）の日割計算）による遅延損害金。
- (4) 保証会社が前記各号の金額を請求するために要した費用の総額。

第5条 弁済の充当順序

会員の弁済した金額が、保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとしします。

第6条 求償権の事前行使

1. 会員が次の各号の1つにでも該当し、求償権の保全に支障が生じ

または生じるおそれがある時は、保証会社は第3条の保証債務履行前に第4条に定める求償権の全額を会員に行使することに同意するものとします。

- (1)保証会社及び当行に対する債務の1つでも期限に弁済せずまたは取引規定の1つにでも違反したとき。
 - (2)仮差押、仮処分もしくは差押の通知または破産、競売、民事再生手続開始の申立をしたときまたは受けたとき。
 - (3)手形交換所から不渡処分を受けたとき。
 - (4)租税、公課を滞納して督促を受けたときまたは保全差押を受けたとき。
 - (5)支払いを停止したとき。
 - (6)会員規定に基づき退会もしくは会員資格の取消を受けたとき。
 - (7)その他保証会社が債権保全のため必要と認めたとき。
- 2.保証会社が前項により求償権を行使する場合には、会員は原債務に担保があると否とを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や担保提供の請求並びに求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保の提供は執らないものとします。
- また保証会社が債権保全のため必要と認めた時は、直ちに保証会社の承認する担保を差入れるものとします。

第7条 公正証書の作成

会員は、保証会社から請求があるときはこの契約による債務の履行につき直ちに強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手續を執るものとします。

第8条 費用負担

保証会社が第3条の保証債務の履行によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用及びこの契約から生じた一切の費用は会員が負担するものとします。

第9条 合意管轄

会員は、この約款に関しての訴訟、調停及び和解については会員の住所地及び保証会社の本社・営業所所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第10条 保証契約の改定

保証会社と当行との間の保証契約が改定されたときは、改定後の契約が適用されるものとします。

第11条 保証の打ち切り

- 1.会員は、保証会社が会員の信用状況が悪化したと判断した場合、保証会社と当行との保証契約が終了した場合、その他保証会社が適当と判断した場合、この約款にかかわらず保証会社が何ら通知なく新たな保証をしない場合があることに同意するものとします。会員は、保証会社が事後に保証の打ち切りを会員に通知をする場合であっても、打ち切りの理由を開示しないことに異議ないものとします。
- 2.会員が、保証会社の保証の打ち切りにより、期限の利益の喪失や会員資格の喪失等の不利益を被ったとしても、保証会社は会員に対し一切責任を負わないことに同意するものとします。

第12条 届出事項

- 1.会員は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事項に変更

があったときは、直ちに当行に書面によって届出をし、当行は変更内容を保証会社に通知するものとします。

2. 前項で届出があった住所宛に保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。

【個人情報に関する同意条項】

本同意条項は、さぎんmoteca(モテカ)カード保証委託約款（以下「保証約款」といいます。）の一部を構成します。

第1条 保証会社における個人情報の収集・保有・利用等

1. 会員等は、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）が、保証約款に基づく、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記（1）と（2）の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄（抄）本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用することを含むものとします。

- (1)保証依頼時に会員等がさぎんmoteca（モテカ）カード保証依頼書（兼保証委託契約書）に記入し、もしくは会員等が提出する書類に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、資産、負債等の情報（以下総称して「氏名等」といいます。）、保証約款に基づき届出られた情報及び電話等での問合せ等により保証会社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」といいます。）

- (2)官報や電話帳等の公開情報

第2条 信用情報機関への登録・利用等

1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、保証会社が、保証約款に係る取引上の判断にあたり、保証会社が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録され

た情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。

3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
4. 本会員等は、当行が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。

(1)信用情報機関が保有する信用情報

当行が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

- ①本条2.により、当行を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報
- ②信用情報機関が収集した①以外の情報
- ③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2)信用情報機関による信用情報の利用

当行が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

- ①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
- ②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

(3)信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

当行が加盟する信用情報機関は、信用情報（(1)①②③）を加盟会員へ提供します。また、信用情報（(1)①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

<保証会社が加盟する信用情報の名称・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

電話番号：0570-666-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

○名称：株式会社日本信用情報機構（J I C C）

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp>

<提携信用情報機関の名称・電話番号>

○名称：全国銀行個人信用情報センター

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページ

に掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では行いません）。
 (株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイドス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。)

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報 ^{※1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
② 本規約に係る申込みをした事実	当行が信用情報機関に照会した日から6カ月間
③ 本規約に関する客観的な取引事実 ^{※2}	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④ 債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間
⑤ 債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

第3条 個人情報の第三者からの提供

1. 当行から保証会社に提供される個人情報

(1) 会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、当行が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意します。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄（抄）本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

① 会員等のさぎんmoteca（モテカ）カードの利用に関する申込日、契約日、利用店名、商品名、契約額、支払回数等の利用状況及び契約内容に関する情報。（以下「契約情報」といいます。）

- ②会員のカード利用残高、支払い状況等、会員規定に基づき発生した客観的取引事実に基づく信用情報。
 - ③会員等からの電話等での問合せ等により当行が知り得た情報。
 - ④会員等の当行における預金・投資信託・ローン等の内訳及びその残高情報・返済状況等の取引情報。
 - ⑤会員等の当行における本人確認情報及び与信評価情報。
 - ⑥会員等の当行における延滞情報を含む返済に関する情報、交渉経緯等の取引及び交渉履歴情報。
 - ⑦その他当行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報。
- (2)会員等は、第3条第1項(1)にある代位弁済前の個人情報を、代位弁済後においても同様、当行が保証会社に提供することに同意します。

第4条 個人情報の第三者への提供

1. 保証会社からの当行に提供される個人情報

会員等は、会員等に関する下記(1)から(3)の個人情報を、当行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込及び他の与信取引等継続的な取引に関する判断及びそれらの管理、加盟する信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より当行に提供されることに同意します。

- (1)保証会社での保証審査の結果に関する情報。
- (2)保証会社における保証債権の管理に関する与信評価情報。
- (3)当行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報。

2. 保証会社による債権回収委託、譲渡、証券化等に伴い第三者に提供される個人情報

保証履行に伴う求償債権は、債権回収の委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等の形式で、他の事業者に内容の開示または移転がなされることがあります。会員等は、その際会員等の個人情報が当該債権の回収委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等のために必要な範囲で、金融機関、債権管理回収会社、その他金融業務・債権回収業務を営むもの、または特定目的会社等に提供され、債権管理や回収等の目的のために利用されることに同意します。

第5条 個人情報の開示・訂正・削除

1. 会員等は、当行、保証会社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

- (1)保証会社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口にご連絡ください。保証会社は開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、保証会社所定の方法(インターネットの保証会社ホームページへの掲載等)でもお知らせしております。

(3)信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。

2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第6条 会員契約が不成立の場合

保証契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込および保証を依頼した事実は、第1条に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第7条 保証約款に不同意の場合

(1)保証会社は、会員等がカード入会申込または保証委託に必要な記載事項の記載を希望しない場合および保証約款の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会もしくは保証をお断りする場合があります。

(2)ダイレクトメール等の発送について同意いただけない場合でも、これを理由に当行が本契約の締結を断ることはありません。ただし、当行の商品、サービス等の提供が受けられない場合があることを会員等は承認するものとします。

第8条 本同意条項の変更

本同意条項は保証会社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

第9条 個人情報に関するお問合わせ

第5条に定める個人情報の開示・訂正・削除等については、下記の窓口にて受付できます。

1. 保証会社の問合せ窓口：三井住友カード株式会社

〒135-0061 東京都江東区豊洲2-2-31

電話番号：03-5470-7622

〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15

電話番号：06-6223-2966

ホームページアドレス：<http://www.smbc-card.com>

個人情報の共同利用について

当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当行ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(会員の名義人)は、次の(1)に規定する暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当する場合、(2)の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、この保証取引が停止され、または通知によりこの保証取引が解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴行に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。

- (1) 貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の①②のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- ① 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (2) 自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

(2026年4月改定)

🦋 さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定 🦋

1. (カード等の利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。）または貯蓄預金について発行したさぎんキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）および当行に暗証の届出がある口座の普通預金通帳・貯蓄預金通帳・総合口座通帳（以下、「通帳」といいます。）の現金自動預金支払機（現金自動支払機を含みます。以下、「自動機」といいます。）での使用に関しては、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。ただし、通帳は当行の自動機のみで利用することができます。以下、断りなき限り、上記カードおよび通帳を合わせて「カード等」といいます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、「提携先」といいます。）の自動機を使用して普通預金または貯蓄預金（以下、これらを「預金」といいます。）の払戻しをする場合。
- (2) 当行および当行が自動機の共同利用による現金入金業務を提携した金融機関等（以下、「入金提携先」といいます。）の自動機を使用して預金に預入れをする場合。
- (3) 当行の自動機を使用して預金口座からの振替により預金を払戻し、同時に当行所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合（以下、この取扱いを「振替入金」といいます。）。
- (4) 当行および提携先のうち当行が自動機の共同利用によるカード

振込業務を提携した金融機関等（以下、「カード振込提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。

(5) その他当行所定の取引をする場合。

2. (自動機でのカードによる預金の払戻し)

(1) 当行および提携先の自動機を使用してカードにより預金を払戻す場合には、自動機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従って正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 自動機による預金の払戻しは、自動機の種類により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたり、1日あたりおよび月間の払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。

(3) 当行および提携先の自動機により預金を払戻す場合に、払戻請求金額と第7条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しができません。

3. (自動機での通帳による預金の払戻し)

(1) 当行に暗証の届出がある口座に限り、自動機を使用して通帳により預金の払戻し（第6条における振込のための払戻しの場合を含みます。）をすることができます。なお、提携先の自動機ではこのお取扱いはできません。

(2) 前項により預金を払戻すときは、自動機に通帳を挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従って正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。なお、第2条の(2)および(3)の各項は本取引にも適用します。

(3) 記帳行が満行となった通帳では、自動機での通帳による預金の払戻しはできません。この場合は、窓口へ申し出て新しい通帳の交付を受けた後、前項の操作をしてください。

4. (自動機による預金の預入れ)

(1) 当行および入金提携先の自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード等を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、入金提携先の自動機では通帳はご利用いただけません。

(2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当行または入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨（硬貨付自動機の場合）に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

(3) 当行および提携先の自動機により預金を預入れる場合に、第7条の自動機利用手数料金額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その預入れができません。

5. (自動機による振替入金)

(1) 当行の自動機を使用して振替入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替入金金額を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、

通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 1回あたり、1日あたりおよび月間の振替入金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行の自動機により振替入金をする場合に、振替入金額と第7条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振替入金ができません。

6. (自動機による振込)

- (1) 当行およびカード振込提携先の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機に払戻口座のカード等を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳（第3条による場合を除きます。）および払戻請求書の提出は必要ありません。なお、カード振込提携先の自動機では、通帳による振込の取扱いはできません。
- (2) 1回あたり、1日あたりおよび月間の振込金額は、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行およびカード振込提携先の自動機により振込の依頼をする場合に、振込依頼金額と第7条の自動機利用手数料・振込手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込ができません。

7. (自動機利用手数料等)

- (1) 当行または提携先の自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 当行または入金提携先の自動機を使用して預金に預入れをする場合には当行および入金提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (3) 当行の自動機を使用して振替入金をする場合には、当行所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (4) 当行の自動機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、カード振込提携先の自動機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料および自動機の利用に関する手数料（以下、(1)～(3)とあわせて「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (5) 自動機利用手数料は、預金の払戻し・預入れ時に、通帳（第3条の場合を除きます。）および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先・入金提携先・カード振込提携先の自動機利用手数料等は、当行から各提携先に支払います。
- (6) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳（第3条の場合を除きます。）および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

8. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人によるカードを利用しての預金の払戻し・預入れおよび振込を依頼する場合には、本人から代理人カードの発行に関する書類・暗証番号を当行へ届出てください。この届出により当行は代理人のために代理人カードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。
- (4) 代理人カードの発行はWeb口座で利用する普通預金口座（総合口座を含む）のみとします。

9. (自動機故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の自動機による払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカード等により預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カード等とともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により当行の自動機による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

10. (カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

11. (カード等および暗証の管理等)

- (1) 当行は、自動機の操作の際に使用されたカード等が、当行が本人に交付したものであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカード等を確認し、払戻しの際に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カード等は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カード等が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカード等による自動機での預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カード等の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

12. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カード等による自動機での払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カード等および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

13. (盗難カード等による払戻し等)

- (1) カード等の盗難により、他人に当該カード等を不正使用され生じた自動機での払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カード等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日間にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合。
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合。
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに

付随してカード等が盗難にあった場合。

14. (カード等の紛失、届出事項の変更等)

カード等を紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

15. (カード等の再発行等)

- (1) カード等の盗難、紛失等の場合のカード等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。
- (2) 毀損または紛失によりカード等を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (3) カード紛失後、再発行の手続等がないまま一定期間を経過した場合には、カード等の自動機による取引を自動的に解約します。

16. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先、入金提携先またはカード振込提携先の自動機を使用した場合の各提携先の責任についても同様とします。

17. (解約、カード等の利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合には、カードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カード等の自動機での利用を取りやめる場合には、当店に届出の暗証登録抹消及びカード返却の手続きをしてください。
- (3) カード等の改ざん、不正使用など当行がカード等の自動機による利用を不適当と認めた場合にはカード等の自動機による利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちに当店に届出の暗証登録抹消及びカード返却の手続きをしてください。
- (4) 次の場合には、カード等の自動機による利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第17条に定める規定に違反した場合。
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合。
 - ③ カード、通帳または暗証が偽造、盗難、紛失、盗用等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

18. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

19. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサ

イトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020.11.16)

さぎんICキャッシュカード特約

1. 特約の適用範囲等

- (1)この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはさぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定が適用されるものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはさぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定の定義に従います。

2. ICチップ提供機能の利用範囲

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な当行所定の自動機その他の端末（以下「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

なお、さぎんICキャッシュカードを、ICキャッシュカード対応ATM等以外の自動機その他の端末で利用する場合には、さぎんキャッシュカードとしての利用となります。

3. 一日あたり及び月間の払戻金額

当行は、当行及び提携先の自動機を利用した預金払戻しにおける一日あたり及び月間の限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

4. ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取扱い

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

5. ICチップ読取不能時の取扱い等

- (1)ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2)ICチップ等の故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことに

より損害が生じても、当行は責任を負いません。

6. ICキャッシュカードの有効期限・再交付

- (1) ICキャッシュカードは、カード機能の性質上、当行所定の有効期限があり、有効期限が経過したICキャッシュカードを利用することはできません。
 - (2) 上記(1)の有効期限が到来する前に、当行は有効期限を延長した新しいICキャッシュカードを再交付します。その場合、当行は、当行所定の手数料を当行所定の日、通帳及び払戻請求書なしで、当該ICキャッシュカードを利用する預金口座から自動的に引落しをします。
 - (3) 上記(1)の手数料の引落しができなかつた場合、ICキャッシュカードの再交付は行いません。キャッシュカードが必要な場合には、当行の窓口で当行所定の手続きが必要となります。
- 以上

🌸 さぎん生体認証ICキャッシュカード特約 🌸

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、生体認証ICキャッシュカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定、さぎんICキャッシュカード特約の一部を構成するとともに、同規定、同特約と一体として取扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関してはさぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定、さぎんICキャッシュカード特約が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、さぎんキャッシュカード・証届出通帳規定、さぎんICキャッシュカード特約の定義に従います。

2. 生体認証

生体認証とは、当行との間の銀行取引について本人であることの確認手段のひとつとして、本人の手指の静脈パターンの情報（以下「手指静脈情報」といいます。）を用いる当行所定の認証方式のことをいいます。

3. 生体認証対象口座

- (1) 生体認証ICキャッシュカードは、当行所定の預金口座（以下「生体認証対象口座」といいます。）についてのみ利用できます。
- (2) 当行に生体認証対象口座を登録する場合は、当行所定の窓口で当行所定の書面により届出てください。生体認証対象口座の登録を削除する場合も同様とします。

4. 認証用カード・手指静脈情報の登録・生体認証カード

- (1) 生体認証対象口座について、生体認証ICキャッシュカードのお申込があった場合、当行は、本人の手指静脈情報を登録可能なICチップを搭載したICキャッシュカード（以下、「認証用カード」といいます。）を当行所定の方法により交付します。
- (2) 認証用カードの交付を受けた後、当行所定の窓口にて当行所定の方法により、認証用カードのICチップ内に手指静脈情報の

登録を行ってください。(以下、ICチップ内に手指静脈情報の登録を行った認証用カードを「生体認証カード」といいます。)なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。

- (3)登録された手指静脈情報の変更、削除及び確認を行う場合は、書面または受付機その他当行所定の方法によって当行に届出てください。当行は本人確認等、当行所定の手続きの終了後に変更、削除及び確認を行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。
- (4)ICチップ内に手指静脈情報の登録を行っていない認証用カードは、さぎんICキャッシュカードとしての利用となります。

5. 生体認証情報・生体認証情報の照合

- (1)本人の手指静脈情報及び生体認証カードのICチップ内に登録された本人の手指の静脈パターンの情報(以下、「手指静脈の登録情報」といいます。)を総称して、生体認証情報といえます。
- (2)当行は、生体認証カードを使用し、当行所定の機器により、本人の手指静脈情報と手指静脈の登録情報とを照合する(以下、「生体認証情報の照合」といいます。)ものとします。

6. 生体認証情報の照合の利用範囲

- (1)生体認証カードの生体認証情報の照合は、この照合が可能な当行所定の自動機その他の端末(以下、「生体認証カード対応ATM等」といいます。)及び当行所定の窓口にて、当行所定の取引に利用できます。
- (2)生体認証カード対応ATM等及び当行所定の窓口にて生体認証カードを利用される場合には、当行は、生体認証カードの暗証の入力による認証に加え、生体認証情報の照合を行い、その同一性を確認したうえで取扱いをいたします。
- (3)当行所定の窓口において生体認証カードを確認し、生体認証情報の照合により、同一性を確認し、かつ払戻請求書、諸届その他の書類への記入、または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いしましたうえは、生体認証カード及び生体認証情報または暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- (4)生体認証カードを、生体認証カード対応ATM等以外の自動機その他の端末で利用する場合には、さぎんICキャッシュカードとしての利用となります。

7. 一日あたり及び月間の払戻金額

- (1)当行は、生体認証カードの生体認証情報の照合を利用した生体認証カード対応ATM等での預金払戻しについて、一日あたり及び月間の限度額について定めるものとします。
- (2)生体認証カードをさぎんICキャッシュカードとして利用する場合の預金払戻しについての一日あたり及び月間の限度額は、さぎんICキャッシュカード特約に従うものとします。
- (3)認証用カードでの預金の払戻しについての一日あたり及び月間

の限度額は、さぎんICキャッシュカード特約に従うものとします。

8. 障害時の取扱い

生体認証情報の照合等を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、手指静脈情報または手指静脈の登録情報を取得できないと当行が判断した場合、その他当行がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、生体認証カードを利用した生体認証対象口座の払戻し等または解約の受付を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

9. 生体認証対応カードの有効期限・再交付

- (1) 生体認証カード・認証用カード（以下総称して、「生体認証対応カード」といいます。）には、カード機能の性質上、当行所定の有効期限があり、有効期限は生体認証対応カードに表示しています。有効期限が経過した生体認証対応カードを利用することはできません。
- (2) 上記（1）の有効期限が到来する前の相当な時期に、当行は、当行所定の手数料を当行所定の日、通帳及び払戻請求書なしで、当該生体認証対応カードを利用する口座から自動的に引落としをします。
- (3) 上記（2）の手数料の引落後、当行は有効期限を延長した認証用カードを当行所定の方法により、再交付します。
- (4) 上記（2）の手数料の引落としができなかった場合、認証用カードの再交付は行いません。キャッシュカードが必要な場合には、当行の窓口で当行所定の手続きが必要となります。また、この場合、当行からの請求があり次第、直ちに有効期限が経過した生体認証対応カードを取引店に返却してください。

10. 生体認証対応カードの再発行時の手続き

- (1) 前記9により新たな認証用カードが発行された場合及び、生体認証対応カードの喪失、汚損、破損、種類変更等により新たな認証用カードの発行を受けた場合は、古い生体認証対応カードを取扱店に返却する（生体認証対応カードの喪失の場合を除きます。）とともに、すみやかに前記4により手指静脈情報の登録を行ってください。この登録が終了するまでの間は、新たな認証用カードについては、生体認証カードとして生体認証情報の照合を用いた取引はできません。
- (2) 新たな生体認証対応カードが使用された場合は、古い生体認証対応カードは失効するものとします。

11. 個人情報等

当行が生体認証対応カードによるサービスを提供するにあたり本人確認を行うため、下記のことについて同意するものとします。

- 1 当行が、下記の場合に生体認証情報を、生体認証対応カードに登録し、これを利用し、またはその情報を廃棄すること。
 - A 認証用カードのICチップ内に手指静脈情報を登録するとき
 - B ICチップ内に登録された手指静脈情報の変更・削除・確認をするとき

C 生体認証カードの利用を取りやめるとき

- 2 当行が定めた取引において、手指の静脈情報が登録された生体認証カードを使用して、当行所定の機器による本人確認がなされる場合、当行が、生体認証情報を生体認証カードにより確認してこれを利用すること。

12. 特約の解約

この特約を解約し、生体認証対応カード以外のカードに変更する場合には、生体認証対応カード及び当行所定の届出を取扱店に提出するものとします。当行所定の解約手続が完了したときをもって、この特約は終了するものとします。

13. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

🦋 さぎんデビットカード取引規定 🦋

第1章 デビットカード取引

1. 適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者(以下「加盟店」という。)に対して、普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。)について発行したさぎんキャッシュカードまたはさぎんmoteca(モテカ)カード(家族会員カードを含む。)その他当行所定のカード(以下「カード」という。)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」という。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」という。)を、当該カードの預金口座(以下「預金口座」という。)から預金の引落とし(総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落としを含む。)によって支払う取引(以下、本章において「デビットカード取引」という。)については、この章の規定により取扱います。

- (1) 日本電子決済推進機構(以下「機構」という。)所定の加盟店規約(以下、本章において「規約」という。)を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」という。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」という。)。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「間接加盟店」という。)。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- (3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され、加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を

承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」という。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. 利用方法等

- (1) カードをデビットカード取引に利用する時は、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」という。）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含む。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ① 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含む。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含む。）が破損している場合
 - ④ 当行がカードにデビットカード取引禁止・喪失・盗難・支払禁止等のコードを設定している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。
- (6) カードによるデビットカード取引を希望されない場合には、当行所定の方法によりデビットカード取引停止の手続きを行ってください。この手続きが行われたとき、当行は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。
なお、この手続き前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. デビットカード取引契約等

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下、本章において「デビットカード取引契約」という。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図及び当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図

については、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。

4. 預金の復元等

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含む。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含む。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人及び当行を含む。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとしします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカード及び加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらず、これを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したため、デビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとしします。

5. 規定の準用

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるさぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定、さぎんmoteca（モテカ）カード会員規定及びその他当行所定のカード規定の適用については、「端末機」を「自動機」と、「デビットカード取引」を「預金の払戻し」または「出金」とそれぞれみなし、読み替えて適用するものとしします。

第2章 キャッシュアウト取引

1. 適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者（以下「CO加盟店」という。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下、本章において「売買取引」という。）及び当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」という。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」という。）を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含む。）によって支払う取引（以下「COデビット取引」という。）については、この章の規定により取扱います。

- ① 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下、本章において「規約」という。）を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「CO直接加盟店」という。）であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
- ② 規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
- ③ 規約を承認のうえ、機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの

2. 利用方法等

- (1) カードをCOデビット取引に利用する時は、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえ、CO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO加盟店の従業員を含む。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、COデビット取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- (3) 次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含む。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含む。）が破損している場合
 - ④ そのCO加盟店において、COデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
 - ⑤ COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
- (4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行うことはできません。
- (5) CO加盟店において、CO加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約に基づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- (6) 当行がCOデビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、COデビット取引を行うことはできません。
- (7) CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務

も、次条の対価支払債務に含まれます。

3. COデビット取引契約等

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」という。）が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図及び当該指図に基づいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。

4. 預金の復元等

- (1) COデビット取引により預金口座の預金の引落しがされた時は、COデビット契約が解除（合意解除を含む。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含む。）であっても、CO加盟店以外の第三者（CO加盟店の特定承継人及び当行を含む。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとなります。
- (2) 前項にかかわらず、COデビット取引を行ったCO加盟店にカード及びCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができない時は、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を解消することもできません）。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
- (4) 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引及びCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。
- (5) COデビット取引において、金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したため、COデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとしします。

5. 不正なキャッシュアウト取引の場合の補償

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうち、キャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害（取引金額、手数料及び利息）の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとします。

6. COデビット取引に係る情報の提供

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落及び超過引落、不正な取引等の事故等（以下「事故等」という。）が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構及び加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構及び加盟店銀行に提供する場合があります。

7. さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定等の適用

カードをCOデビット取引に利用する場合のさぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定、さぎんmoteca（モテカ）カード会員規定及びその他当行所定のカード規定の適用については、「端末機」を「自動機」と、「COデビット取引」を「預金の払戻し」または「出金」とそれぞれみなし、読み替えて適用するものとします。

第3章 公金納付

1. 適用範囲

機構所定の公的加盟機関規約（以下、本章において「規約」という。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下、本章において「加盟機関銀行」という。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」という。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」という。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」という。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落としを含む。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」という。）については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

2. 準用規定等

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2. ないし5. を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債

務」と読み替えるものとします。

- (2)前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3)前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

以上
2018年4月2日改定

さぎんPay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス規定

1. 適用範囲

- (1)当行と預金口座振替に関する契約を締結している企業（以下、「収納企業」といいます。）に対して、キャッシュカード（当行が普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について「さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定」等各種カード規定にもとづいて発行したさぎんキャッシュカードその他当行所定のカード。以下、「カード」といいます。）を提示して、後記3（1）の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下、「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。
- (2)本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下、「当該口座」といいます。）の預金者本人が、収納企業との契約名義人となる場合に限りです。
- (3)なお、本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

2. 利用方法等

- (1)本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを収納企業に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下、「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納企業の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)本サービスの取扱いは、当行が定めた利用時間の範囲内とします。但し、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間帯であっても利用できない場合があります。
- (3)次の場合には、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱ができない場合。
 - ② 収納企業から購入する商品または提供を受ける役務等が、収納企業が預金口座振替による支払を受けることができないものと定めた商品または役務等に該当する場合。
- (4)次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合。
 - ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損し

ている場合。

- ③ 当行所定の事故届が提出され、カードが利用できない状態にある場合。

3. 預金口座振替契約等

- (1) 前記2(1)により暗証番号の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納企業から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約（本規定において「預金口座振替」といいます。）が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは預金口座振替は成立しなかったものとし、当行が預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書及び預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとし、
- (3) 収納企業の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納企業に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降任意の日に引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとし、また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額をこえる場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。
- (4) 収納企業の都合で、収納企業が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとし、
- (5) 預金口座振替を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとし、なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了したのものとして取扱うことができるものとし、

4. 本サービスの機能を停止する場合

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行本支店へ申出ることにより停止することができます。

当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

5. 免責事項

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、

盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2)本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

6. 規定の準用

この規定に定めのない事項については「さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定」その他当行所定の各種カード規定により取扱います。

7. この規定の変更等

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

moteca-de-nimocaVISAカード会員特約

第1条 (名称)

本カードは、株式会社佐賀銀行（以下「当行」という。）と株式会社ニモカ（以下という）「二社」「ニモカ」（当行とニモカを合わせてという。）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「moteca-de-nimocaVISAカード」と称します。

第2条 (会員と本カードの貸与)

1. 本特約ならびにさぎんmoteca（モテカ）カード会員規定（Visa, Master Card：個人用）、ニモカが定めるnimoca取扱規則、クレジットnimoca特約、nimocaポイントサービス規則を承認のうえ入会の申込みをした方で、二社が適格と認めた方を会員とします。
2. 本カードの所有権は二社に属し、二社は会員に本カードを貸与します。

第3条 (会員資格の喪失)

会員が、ニモカもしくは当行の一方から、カード会員資格を取り消された場合には、両社の会員としての資格も喪失するものとします。

第4条 (二社のサービス等の利用)

1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、二社が提供する機能及びサービスを受ける場合、各々の会員規約・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。
 - (1)ニモカが提供するIC乗車券サービス及び電子マネーサービス、nimocaポイントサービス、その他の付帯サービス。
 - (2)当行が提供するショッピング機能及び金融サービス機能、ならびに付帯サービス。ただし、原則としてショッピング利用において本カードをインプリンター加盟店（カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用することはできません。
2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、二社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものと

します。

第5条（年会費等）

会員は、本特約等に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第6条（支払期日）

会員が指定できる支払期日は、カードの種類にかかわらず、毎月10日のみとします。

第7条（本特約の改定）

本特約を改定する場合、当行はあらかじめ会員に対して当行指定の方法により改定内容を告知するものとします。当該告知後、会員がカードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、さぎん moteca（モテカ）カード会員規定（Visa, Master Card：個人用）、nimoca取扱規則、クレジットnimoca特約、nimocaポイントサービス規則が適用されます。

ETCシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。

ETC システム利用規程

<https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html>



ETC システム利用規程実施細則

<https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html>

